

かどいけ地域包括支援センター 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 沼津市が設置し、社会福祉法人駿河厚生会が受託運営する、かどいけ地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に援助・支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、できる限り地域住民が要介護状態にならないようにするため、「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 かどいけ地域包括支援センター
所在地 静岡県沼津市岡宮1147番8号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|---|----------|
| (1) 管理者 | 1名（常勤兼務） |
| 事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。次の各号の者が兼務できるものとする。 | |
| (2) 主任介護支援専門員 | 1名（常勤） |
| (3) 社会福祉士又は経験ある社会福祉主事 | 1名（常勤） |
| (4) 保健師又は経験ある看護師 | 1名（常勤） |

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、国民の祝日及び国民の休日（5月4日）並びに12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 サービスの提供

（事業所の基本機能）

第6条 事業所は、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。（共通の基盤整備）
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。（総合相談支援・権利擁護）
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。（包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- (4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

（業務の委託）

第7条 事業所は、第6条第4号の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

（利用契約）

第8条 事業所が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、沼津市門池地区とする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

（秘密の保持）

第11条 事業所は、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合

は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者又はその家族の秘密を保持するものとする。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第12条 提供した介護予防支援サービス等に関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

第5章 その他の運営に関する重要事項

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(備え置き)

第14条 この規程を、閲覧可能な形で事業所内に備え置くものとする。

(その他)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和 3年 7月 1日から施行する。